

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置 に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成24年11月14日
長野県信用農業協同組合連合会

当会は、農業協同組合等を基盤とする協同組織金融機関として、「健全な事業を営む地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）に基づき、当会の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当会では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する、柔軟な対応およびお客さまの経験等に応じた適切かつ十分な説明
- 2 お客さまの事業の成長性や将来性等を勘案した与信判断
- 3 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 他の金融機関等との緊密な連携
- 6 当会の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文については、平成22年1月22日に公表しております。

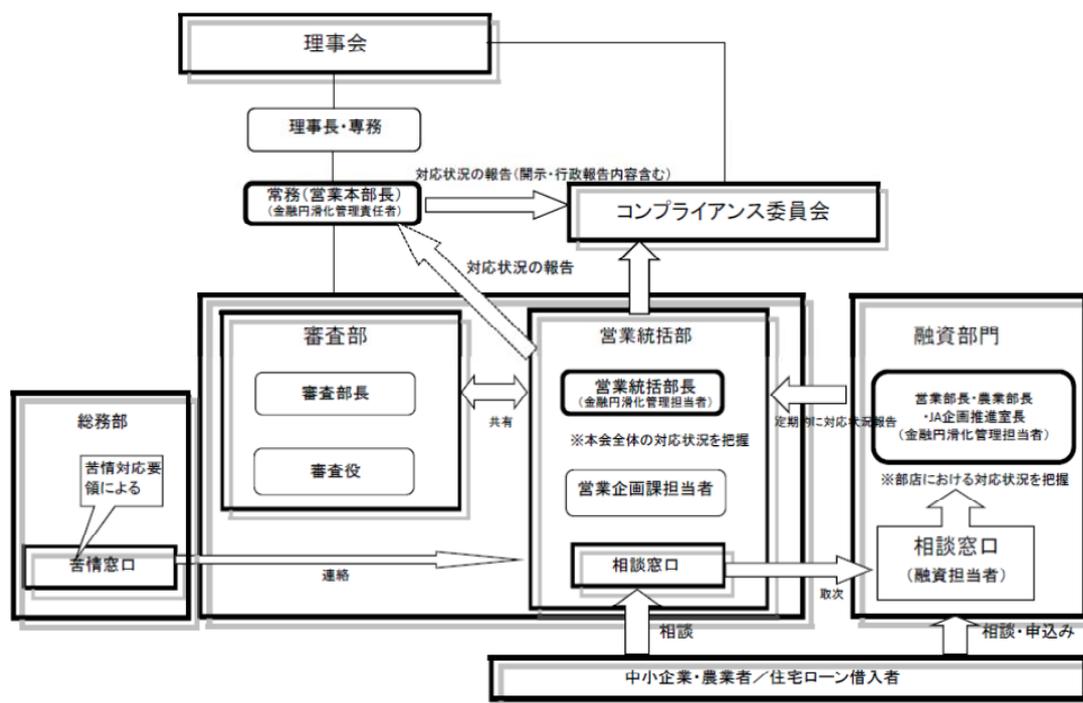
詳細は後添資料（別紙1）をご覧ください。

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当会では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 理事長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当会の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。
 - (2) 営業本部長を「金融円滑化管理責任者」、営業統括部を「金融円滑化管理統括部署」として、当会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
 - (3) 各営業店等に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各営業店等における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、営業統括部へ報告することとしております。
 - (4) 各営業店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。
- 当会における金融円滑化法対応にかかる管理体制（イメージ）は、下図のとおりです。

中小企業者等金融円滑化対応にかかる全体の管理体制（イメージ）



第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を営業統括部に設置しているほか、各営業店においても承っております。

(2) お客さまからの、当会の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、総務部に受付窓口を設置しております。また、各営業店等で苦情を受けた場合には、当会所定の手続きに従って、速やかに総務部に連絡をし、総務部と各営業店等が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

(注) 相談・苦情等の受付窓口については、平成 21 年 12 月 7 日に公表し、平成 24 年 7 月 17 日に組織機構改正に伴う変更を公表しております。変更後の受付窓口の詳細は後添資料（別紙 2）をご覧ください。

第 4 第 6 条第 1 項第 4 号に規定する法第 4 条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 各営業店と本部が連携し、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて外部機関等の協力を得ながら、経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) 特に、農業者のお客さまに関しては、当会の専門部署とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当会職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

第 5 法第 4 条に基づく措置の実施状況

別表 1、2 のとおり

第 6 法第 5 条に基づく措置の実施状況

別表 3、4 のとおり

【別表 1】 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額（法第 4 条に基づく措置の実施状況）

（債務者が中小企業者である場合）

（金額単位：百万円）

	平成 21 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 23 年	平成 23 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 24 年	平成 24 年	平成 24 年
	12 月末	3 月末	6 月末	9 月末	12 月末	3 月末	6 月末	9 月末	12 月末	3 月末	6 月末	9 月末	12 月末
	金額												
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	261	3,073	4,498	7,408	9,675	13,219	18,582	20,588	23,815	26,509	30,885	34,998	
うち、実行に係る貸付債権の額	0	1,133	2,985	5,708	7,967	9,788	12,448	15,245	17,986	20,678	23,786	27,298	
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	261	394	394	886	1,105	1,829	2,295	2,310	2,473	2,635	3,509	
うち、審査中の貸付債権の額	261	1,678	881	980	495	2,000	3,885	106	577	416	1,522	1,248	
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	236	325	325	325	419	2,941	2,941	2,941	2,941	2,941	

【別表 2】 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数（法第 4 条に基づく措置の実施状況）

（債務者が中小企業者である場合）

（金額単位：百万円）

	平成 21 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 23 年	平成 23 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 24 年	平成 24 年	平成 24 年
	12 月末	3 月末	6 月末	9 月末	12 月末	3 月末	6 月末	9 月末	12 月末	3 月末	6 月末	9 月末	12 月末
	件数												
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数	1	34	56	76	133	201	291	336	423	479	569	647	
うち、実行に係る貸付債権の額	0	17	41	60	109	158	227	275	356	415	489	558	
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	1	2	2	8	12	21	23	26	28	30	40	
うち、審査中の貸付債権の額	1	16	10	9	11	26	34	6	9	4	18	17	
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	3	5	5	5	9	32	32	32	32	32	

【別表3】貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額（法第5条に基づく措置の実施状況）

（債務者が住宅資金借入者である場合）

（金額単位：百万円）

	平成21年	平成22年	平成22年	平成22年	平成22年	平成23年	平成23年	平成23年	平成23年	平成24年	平成24年	平成24年	平成24年
	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末
	金額												
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、継続に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取り下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【別表4】貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数（法第5条に基づく措置の実施状況）

（債務者が住宅資金借入者である場合）

（金額単位：百万円）

	平成21年	平成22年	平成22年	平成22年	平成22年	平成23年	平成23年	平成23年	平成23年	平成24年	平成24年	平成24年	平成24年
	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末
	件数												
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、継続に係る貸付債権の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取り下げに係る貸付債権の件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。

(別紙1)

平成22年1月22日

各位

長野県信用農業協同組合連合会

金融円滑化に向けた取組みについて

長野県信用農業協同組合連合会（代表理事 金子伸雄）は、農業協同組合等を基盤とする協同組織金融機関として、「金融業務の公共性に鑑み、利用者保護を確保しながら金融の円滑化を図る」ことを、地域金融機関としての存在意義、および社会的責任と認識しております。

今般の「中小企業等金融円滑化法」の施行にともない、農業をはじめ中小企業および住宅ローンをお借入のお客さまからのご相談等に対し、適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取組んでまいります。

【 金融円滑化にかかる基本的方針 】

- 1 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等のご相談、およびお申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めてまいります。
また、お客さまの経験等に応じて、説明を適切かつ十分に行うように努めるとともに、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。
- 2 当会は、与信判断にあたって、過去の貸付条件対応等にかかわらず、お客さまの事業の成長性や将来性等を勘案しつつ、実情に応じた検討や判断を行うよう努めてまいります。
- 3 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、上記対応のため、各担当者の能力向上に努めてまいります。
- 4 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件変更等のご相談・お申込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件変更等のお申込みに際しては、他の金融機関等と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換を行う等連携に努めてまいります。
- 6 当会は、金融円滑化にかかる体制として、「コンプライアンス委員会」でその対応を協議・管理するとともに、営業本部長を「金融円滑化管理責任者」とし、さらに、各営業店、および関係部署に、「金融円滑化管理担当者」を配置して、金融円滑化の方針等の徹底に努めてまいります。

以上

(別紙2)

平成24年7月17日

各位

長野県信用農業協同組合連合会

中小企業者等金融円滑化に関する相談窓口の変更について

長野県信用農業協同組合連合会（代表理事理事長 花岡佳市）は、組織機構改正の一環として、平成24年7月17日（火）をもって中信支店を松本営業部へ名称変更させていただきます。

つきましては、ご案内させていただいております中小企業者等金融円滑化に関する相談窓口を、下記のとおりとさせていただきますのでお知らせいたします。

記

1. 相談窓口

当会の本店営業部・松本営業部（各営業所）および営業統括部

2. 受付時間等

相談窓口	実施日	実施時間	電話番号
本店営業部	平日	9:00～17:00	(026)236-2116
本店営業部 佐久営業所	平日	9:00～17:00	(0267)68-7460
松本営業部	平日	9:00～17:00	(0263)35-3125
松本営業部 伊那営業所	平日	9:00～17:00	(0265)74-1620
営業統括部	平日	9:00～17:00	(026)236-3332

3. 相談方法

お電話により相談窓口担当者が受け付けいたします。

4. ご意見・苦情等

上記ご相談に関するご意見・苦情等につきましては下記にて承ります。

相談窓口	実施日	実施時間	電話番号
総務部	平日	9:00～17:00	(026)236-2058

以上